

○菊池市統計調査員登録に関する要綱

平成17年3月22日

訓令第4号

改正 令和3年3月24日訓令第4号

令和5年3月13日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、県及び市が実施する各種統計調査の調査員の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の条件)

第2条 市長は、次に定める登録要件に該当する者の中から、統計調査員の登録を行うものとする。

- (1) 市内の居住者であること。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 調査員としての能力を有し、熱意ある者
- (3) 心身ともに健全な者であること。
- (4) 原則として満18歳以上の者であること。

(登録手続)

第3条 登録手続は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 登録の申込みがあった場合は、統計調査員登録申込書(様式第1号。以下この条において「登録申込書」という。)を確認の上、受理するものとする。
- (2) 前号の規定により受理された登録申込書に基づき、統計調査員登録カード(様式第2号。以下「登録カード」という。)に必要事項を登録するものとする。

(登録カードの削除)

第4条 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当する場合において、登録カードを削除するものとする。

- (1) 登録調査員を辞退する旨の意思表示があった場合
- (2) 調査に従事しない等、登録調査員としてふさわしくない行為があった場合

(登録調査員の募集)

第5条 登録調査員の募集は、公募、推薦その他の方法により行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の泗水町統計調査員登録に関する要綱（平成8年泗水町訓令第8号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年訓令第4号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和5年訓令第8号）

この訓令は、令達の日から施行する。